

一般社団法人 神奈川県剣道連盟 通報制度運用管理規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人神奈川県剣道連盟（以下「県剣連」という。）の倫理規程等の諸規程または法令等に抵触する可能性のある事案（以下「通報事案」という。）に関する通報もしくは相談の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正を図ることを目的とする。

(通報・相談窓口)

第2条 通報・相談の受付窓口（以下「相談苦情窓口」という。）は、県剣連ホームページ上に公開する。

(通報者・相談者)

第3条 相談苦情窓口の利用者は県剣連の会員、その親権者や代理人等のこれに準ずる者、および県剣連並びに県剣連の加盟団体の役職員、その他関係者とする。

(通報・相談の方法)

第4条 相談苦情窓口への通報・相談は、原則実名とし、全剣連番号もしくは所属する団体名、連絡先を記載の上、封書（親展・事務局長宛）又は専用電子メールにて行うものとする。また、使用する電子メールは、通報者において、相談苦情窓口からの返信を受信可能な状態としておくものとする。

2 相談苦情窓口の具体的な利用方法は、県剣連のホームページや広報誌等に掲載し、その周知を図るものとする。

(不当な通報・相談の禁止)

第5条 通報・相談は、県剣連の会員等、および県剣連ならびに県剣連の加盟団体の役職員等における不正行為等が存在し、または存在すると合理的に信ずる場合のみに行うものとし、個人的利益のみを図る目的、私怨または誹謗、中傷を目的とした通報・相談は行ってはならない。

(県剣連の対応)

第6条 相談苦情窓口に通報・相談された全ての事案は、事務局長が受け付け、専務理事に報告する。専務理事は内容を精査の上、会長に報告し、速やかに加盟支部等に連絡し、事案の確認及び適切な対応を依頼する。

2 事案の確認及び対応の依頼を受けた加盟支部等は、事案の確認・調整にあたり、専務理事と協力・連携して対応するとともに、確認及び対応結果について、専務理事に報告

するものとする。

- 3 専務理事は、事案及びその対応結果について、会長に報告するものとする。
- 4 会長は、事案及び対応結果について、倫理委員会に報告するものとする。
- 5 倫理委員会は、事案の内容に応じて、委員会を開催し対応するものとする。
- 6 倫理委員会は、事案に応じて、処分（案）を審議し、幹部会及び理事会・代議員会に上程するものとする。
- 7 通報事案はすべて記録する。

（協力義務）

第7条 通報事案の対象とされた個人や団体等は、通報事案の対象とされた事実内容の調査に際して協力を求められた場合には、特別対策チーム等による調査に協力しなければならないものとする。

（通報者への報告）

第8条 専務理事は必要に応じて、相談苦情窓口を通じて通報者に対して、対応方針および対応結果を報告するものとする。

（通報者への保護）

第9条 県剣連は、通報者が通報等をしたことを理由として、通報者に対するいかなる不利益となる取り扱いも行わないように、適切な措置を講じ、また関係団体にこれを講じさせるものとする。

2 県剣連は、通報者に対して不利益となる取り扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、県剣連所定の規程等に従って、相当な処分を課すことができるものとする。

（守秘義務）

第10条 本規程で定める通報事案に関与した全ての者は、調査対応において必要な場合を除き、通報者の氏名等個人の特定されうる情報、通報事項および調査内容を他に一切開示してはならない。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附則 1 この規程は、令和7年12月18日から施行する。